損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

2019年9月17日

指定代理請求人の指定範囲拡大のお知らせ

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社(社長:大場 康弘、以下「当社」)は、2019年10月 1日(火)より指定代理請求人*の指定範囲を拡大します。

今回の範囲拡大により、所定の条件を満たした場合、内縁関係の方や同性パートナーの方を指定代理請求人に 指定することが可能となります。

また、9月30日以前に加入いただいたご契約であっても10月1日以降に拡大した範囲で指定いただけます。 ※「指定代理請求人」とは、被保険者が保険金などの受取人となる場合で、保険金などの支払事由に該当して も、身体の状態等により受取人ご本人から請求できないときに、受取人に代わってあらかじめ指定した保 険金などを請求できる方をいいます。

1. 改定の背景

家族形態の多様化およびダイバーシティの推進を背景として、親族以外の方による代理請求を可能とすることで、お客さまの利便性の向上を図ることを目的に指定代理請求人の範囲を拡大します。

2. 改定対象

- 指定代理請求特約
- 指定代理請求人特約
- ・臓器移植医療給付金付先進医療保険(リンククロス コインズ)
- ・無解約返戻金型女性用がん診断保険(リンククロス ピンク)
- (注) リビング・ニーズ特約など、上記以外の保険種類、特約により指定された指定代理請求人は対象外です。

3. 改定内容

従来の「被保険者の戸籍上の配偶者」、「被保険者の3親等内の親族」のほか、つぎの①~③に該当する方も 指定代理請求人に指定できるようになります^{**}。

- ①被保険者と同居または同一生計の方
- ②被保険者の療養看護に努めている、または、財産管理を行っている方
- ③その他①および②に掲げる者と同等の保険金などを請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた 方
 - ※当社所定の書類などによりその事実が確認でき、かつ、保険金などの受取人のために保険金などを請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

4. 改定日

2019年10月1日(火)

5. その他

- ・すでに加入されているご契約についても、10月1日(火)以降、指定範囲を拡大します。そのため、指定変更や指定代理請求特約の中途付加においても、拡大された範囲で指定できます。
- ・本特約の保険料はありません。

以上

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社